

木製家具製造業におけるその他の木材加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	11～12	1階の工場では木地に溝加工をする取手のサンプルを作ろうとしていた。ルーターマシンの台に木をセットして、回転している刃物を作動させた時に手で固定して木をずらそうとした際、刃物にひっばられて指を切ってしまった。ルーターマシンは刃物が固定されていて上より下に動かして溝加工するが、右から左へ移動中の事故である。	51～9	1
6	17～18	工場内木取場で木工機械のパネルソーを調整中、機械の裏にあるチェーンを操作していた時、誤ってチェーンが外れて、上にあるモーター部分が落下し、頭部、左腕、目、左足にぶつかり負傷した。	59	—
6	11～12	傾斜板にて木を切断中、木が滑って、指が刃物に触り、左手中指・薬指の先と表面を切った。	67	10～29
7	11～12	工場内において、木工用の裁断機（マルチトリミングソー）から自動的に裁断され出てくる板（約35cm×30cm）を台から取りのぞく作業中、裁断された板の切れ端やゴミを振り払おうとし、裁断機の刃のそばまで手を入れてしまい、右手人差し指と中指を負傷した。通常はビニールカーテン手前での作業であるが、当日はカーテンを越えて振り払った。	37	10～29
7	10～11	自社工場において、住宅収納用棚板（木製、25t×398W×400D）の加工を、切断機にて毛引2段カット作業で400×398mmに仕上げている段階で、初面カット工程から仕上げカット工程に移る時点で、材料を押さえていた左手指に刃物が上昇して来て、甲側の小指と薬指に接触し切創した。	24	10～29
	16	工場内にてパネルソーで木製パネルを加工している際、鋸が回転移動中に横から残材を		10

10	～ 17	取り除こうとして指が刃物に接触、左手の指に裂傷を負った。	57	～ 29
10	10 ～ 11	休憩後、工場内で材料の、のり付作業を始めるため、のり付機の準備を1人でしていた時、ゴムローラーに小さなゴミがついているのを見つけ、ローラーの回転スイッチを入れたままの状態、右手親指の爪でゴミをとろうとして、指先をローラーに巻き込まれた。すぐ非常停止のロープで、ローラーの回転を止めたが、右手親指がローラーに挟まった。近くに来た別の工員が気づき、すぐにローラーをひろげて、親指を抜いては ずした。骨折はしていなかったが、右手親指先が圧迫により損傷した。	20	10 ～ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)